

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和8年6月1日から)

【色分けルール】水色→新設 / 黄色→変更

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176 単位	1,176 1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割	日割の場合	÷ 30.4 日 39 単位	39 1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合 2,349 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日 77 単位	2,349 1月につき 77 1日につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日 123 単位	3,727 1月につき 123 1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13			
A2 2321	訪問型独自サービス13日割			
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位	287 1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位	179
A2 2621	訪問型独自サービス23	(二)所要時間45分以上の場合 220 単位	220 単位	220
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合 163 単位	163 単位	163
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12 単位減算 -12 1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき	-1 1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合 23 単位減算 -23 1月につき	-23 1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき	-1 1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算 -37 1月につき	-37 1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合 ÷ 30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき	-1 1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算 -3 1回につき	-3 1回につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算 -2	-2
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(二)所要時間45分以上の場合 2 単位減算 -2	2 単位減算 -2	-2
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算 -2	2 単位減算 -2	-2
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12 単位減算 -12 1月につき
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき	-1 1日につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合 23 単位減算 -23 1月につき	-23 1月につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき	-1 1日につき
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算 -37 1月につき	-37 1月につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合 ÷ 30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき	-1 1日につき
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算 -3 1回につき	-3 1回につき
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算 -2	-2
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23	(二)所要時間45分以上の場合 2 単位減算 -2	2 単位減算 -2	-2
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算 -2	2 単位減算 -2	-2
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50 1回につき
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2 6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 287/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 249/1000 加算	
A2 6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 266/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 207/1000 加算	
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 170/1000 加算	